

三石委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
 本日は、6月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集まりいただいた。
 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 6月定例会の日程及び運営について

(1) 知事提出予定議案

三石委員長 初めに、6月定例会の日程及び運営についてである。
 最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明願う。

(梶総務部長、説明)

三石委員長 何か質問はないか。

(なし)

三石委員長 引き続き、損害賠償の額の決定に関する専決処分について、総務部長から報告があるので、総務部長どうぞ。

梶総務部長 この報告は、各定例会の開会日及び閉会日に専決処分報告している損害賠償の額の決定について、平成28年度における交通事故に係る案件の状況等を報告するものである。昨年10月の議運で年度途中の状況を報告し、今回が2回目である。

資料1は、損害賠償の案件を「ア 県が所有し、又は管理する自動車等による事故」、「イ 県が設置し、又は管理する道路等の管理瑕疵による事故」、「ウ その他」の3つに区分している。昨年来御指摘をいただいている交通事故はアに該当し、昨年度のアに該当する専決処分の件数は合計で49件である。同じ欄をごらん願うと、平成26年度の42件、平成27年度の43件と比べて増加している。

この交通事故について、県側の過失割合で区分している。「a. 過失割合：100%」、「b. 過失割合：50%以上、100%未満」、「c. 過失割合：50%未満」の3つに区分している。平成28年度の合計をごらん願うと49件のうち、aが37件である。平成26年度は33件、平成27年度は30件であり、各年度とも過失割合100%のものが多くを占めているとともに、平成28年度はこの過失割合100%の件数もふえている。

この過失割合100%の事故は職員の単純な不注意によるものが多くを占めており、不注意によるものについては、緊張感をもって運転することにより防止しなければならないと考えている。昨年度の議運での報告以降、職員に対して、出先の5地区での自動車運転の実技指導を含めた講習会の実施、事故発生状況の周知などに努めている。

資料2をごらん願う。今年度においても、交通事故が多く発生していることから、6月8日に改めて庁内の会議を設け、全庁に交通事故防止の注意喚起を図ったものである。過失割合100%となるものにも相通じるものがあるが、前方の車両が停止していることに気づかず追突するもの、駐車場あるいは建物敷地内において静止物に車を接触したものが多くなっている。このため、特にバックをする際に同乗者がいる場合には車をおりて誘導することの徹底を図っているが、降車時誘導ができていれば事故を避けられたケースもあるので、この徹底を改めて図る。また、新規採用職員や若い職員に事故が増加していることから、運転にふなれな職員への配慮の徹

底を呼びかけたところである。このほか、管理職員を対象としたサービスの説明会や、階層別の研修等においても、交通事故の注意点を周知する取り組みを行っている。
機会を捉えて職員への注意喚起を行うとともに、引き続き実技の指導を含めた講習会を行うことにより、知事部局、教育委員会、警察本部において安全運転に対する意識を向上させ、交通事故防止の徹底を図る。
この件についての報告は以上である。

三石委員長

何か質問はないか。

坂本(孝)委員

前方の静止している車両に追突しているということだが、運転のなれふなれということもあるが、運転中のスマートフォン等の使用に原因があるのではないか。

梶総務部長

スマートフォン、携帯電話の使用については、我々も把握していない。社会的に非常に問題となっており、道路交通法にも抵触する行為である。もしかしたら、そういうこともあるかもしれないが、あつてはならないことである。

三石委員長

それでは、執行部には引き続き原因等を分析し、再発防止に努めるよう強く要請しておく。

(2) 会期及び会議日程

三石委員長

次に、1ページの資料1、会期及び会議日程についてである。
6月定例会の日程については、3月17日の議運で予定案としての協議をしている。会期については、案のとおり、6月23日金曜日開会、7月7日金曜日閉会ということで、会期は15日間とし、会議日程については、資料1の日程表をごらんいただきたい。
日程表のとおりで、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、さよう決する。

(3) 質疑並びに一般質問

ア 質問者(会派)の発言順序

三石委員長

次に、質疑並びに一般質問についてである。
まず、質問者の発言順序についてであるが、申し合わせによると、自由民主党4名、県民の会2名、日本共産党1名、公明党1名の計8名ということであるので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにするとの慣例によると、
質問第1日目 6月28日水曜日 自由民主党、県民の会、日本共産党
第2日目 6月29日木曜日 公明党、自由民主党、県民の会
第3日目 6月30日金曜日 自由民主党、自由民主党
の順序になると思うが、これに御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、さよう決する。

イ 発言者の制限時間等

三石委員長 次に、発言者の制限時間については、申し合わせのとおり、交渉会派の最初の各1人については代表質問とし50分以内、その他は40分以内とし、発言回数については3回以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、さよう決する。

ウ 発言者の届け出

三石委員長 次に、2ページの資料2、発言者の届け出についてである。

県民に広報するための、本会議における発言者の届け出については、申し合わせでは、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、資料2の様式により、本日の午後5時までに事務局に提出されるよう、御協力願う。

エ 発言通告書の提出期限

三石委員長 次に、3ページの資料3、発言通告書の提出期限についてである。

申し合わせでは、質問第1日目の前日の正午となっているので、6月27日火曜日の正午ということで、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、さよう決する。

なお、質問の要旨については、議運の申し合わせで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に記載願う。

(4) 請願書の受理期限

三石委員長 次に、請願書の受理期限についてである。

申し合わせでは、議案付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているので、6月28日水曜日の本会議終了後1時間以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、さよう決する。

(5) 閉会中の常任委員会委員長報告

三石委員長 次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。

今回は、委員長報告を行いたいとの申し出がなかったので、御報告する。

(6) 説明員

ア 新任の説明員の紹介

三石委員長 次に、説明員についてである。

まず、4ページの資料4、新任の説明員の紹介についてであるが、新たに就任さ

れた説明員の紹介を、慣例により、開会日の議長の諸般の報告の後に行うことにしたいが、いかがか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、さよう決する。

イ 説明員の出席

三石委員長 次に、説明員の出席についてであるが、現在、代表監査委員が不在のため、代表監査委員の職務代理者の出席を求めたいので、御了承願う。

(了 承)

2. 前期議会運営委員会からの引継事項について

三石委員長 次に、5ページの資料5、前期議会運営委員会からの引継事項についてである。質問要旨、定稿の各議員への配付等については、4月6日の議運で、各会派に持ち帰り検討の上、本日の議運で決定することとしていた。各会派の御意見を順次、発言願う。

桑名委員 自民党としては、議員への配付は、全議員に当日朝配付すればよいのではないかと決定した。

もう一つ、マスコミへの配付は、これも今までどおり、前日に配付する。この問題については、今まで前日に配付していることを我々議員が知らなかったことが問題であるが、ぜひここで議会として配付することを認めて許可すべき。

そしてもう一点、傍聴者への配付は、一問一答のときに時間の関係で質問を飛ばしたりして要らぬ誤解が生じるおそれがあるので、今までどおり、質問項目を配付するというで決定した。

以上である。

石井委員 私も会派の中で話をして、議員への配付は問題ない。

マスコミへの配付も問題ない。

傍聴者についてはできればという思いがあり提案したが、難しいということもお聞きしていたので理由を聞きたいと思っていた。今、桑名委員から話を聞いたので、会派としてもそれでよいと思う。

米田委員 公文書であることから、議員みんなに配付して議論を深めてはどうかという思い。傍聴者とマスコミについては議論していないが、今までどおりでいいのではないかと思う。

西森委員 議員への配付、マスコミへの配付については、問題ない。

傍聴者への配付については、しないほうがよい。

三石委員長 まとめるが、自民党会派が気づいていなかったということだが、現行どおりということではどうか。

- 桑名委員 議運で、マスコミに対して質問要旨を配付することを許す決定をしてもらいたい。
- 三石委員長 いかがか。
- 西森委員 配付のタイミングは、先ほど前日に配付しているという話だが。それは聞いていなかった。
- 桑名委員 それは出ていたと思う。マスコミの場合、次の日の紙面をつくらないといけないので、便宜上今までも前日に配付していたと執行部からも説明があった。
ただ、それが我々議員が知らないところで行われていたということで、そこは整理しようということで、議運として認めて配付するというで。
- 西森委員 議員がマスコミよりも後になるということだね。
- 桑名委員 はい。
- 三石委員長 それでは、質問要旨、定稿の各議員への配付については、質問当日の朝、全議員に配付するというで御異議ないか。
- (異議なし)
- 三石委員長 それでは、さよう決する。
また、傍聴者への配付については、現行どおりということで、御異議ないか。
- (異議なし)
- 三石委員長 それでは、さよう決する。
- (横田議事課長、挙手)
- 三石委員長 横田議事課長、どうぞ。
- 横田議事課長 ただいまの御決定に基づき、この6月定例会から対応する。
具体的な配付の方法であるが、本日議運で配付することを御決定いただいたので、個別に質問者の了承を得ることなく、全議員に配付することをお願いする。
その上で、質問当日の朝、その日の質問者全員の質問要旨、定稿一式を各会派へ1部お渡しするので、会派内で情報共有していただきたいと思う。
以上、よろしく願います。
- 三石委員長 なお、マスコミへの配付については、議会広報という観点からも現行どおり、執行部から配付するというで、御了承願う。
- (了 承)

3. 議会運営委員会の調査出張について

三石委員長

次に、議会運営委員会の調査出張についてである。
この件については、平成17年6月17日の議運で、毎年実施するのではなく、必要な目的があれば実施するとされている。
本年度に調査を要すると考えられる事項等の御意見、御要望があれば、御発言をお願いします。

土森委員

議運として調査事項があればするというので、現時点ではしないこととしてはどうか。

三石委員長

それでは、議運の調査出張については、本年度は実施しないということで、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、さよう決する。

4. その他

三石委員長

最後に、その他で何かないか。

(な し)

三石委員長

協議事項は以上である。
今回の議運は、特別の事情がなければ、質問最終日、6月30日金曜日午前9時から開催することとする。協議事項は、議案の付託等である。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。